

返戻金規定

本規定は、株式会社アストラプロ(以下「当社」)が提供する有料職業紹介事業において、紹介に基づき採用された求職者(以下「求職者」という)が一定期間内に退職した場合の紹介手数料の返戻条件について定めるものです。

第1条(返戻対象)

1. 当社が紹介した求職者が採用された後、以下の期間内に自己都合により退職した場合、紹介手数料の一部を返金いたします。

第2条(返戻率)

1. 求職者が入社後 1ヶ月以内 に退職した場合:紹介手数料の 50% を返金
2. 求職者が入社後 3ヶ月以内 に退職した場合:紹介手数料の 30% を返金

第3条(返戻適用条件)

1. 退職が正式に確認された日から 30日以内 に、クライアント(求人企業)が返戻請求を行うこと。
2. 紹介手数料が全額支払済みであること。
3. 求職者が同一企業内で別のポジションに異動した場合は、返戻の対象外とする。
4. クライアント側の責による解雇(例:契約違反や経営不振による解雇)については、返戻の対象外とする。
5. 紹介手数料が未払いの場合、返戻金額を差し引いた残額をお支払いいただきます。

第4条(返戻手続)

1. クライアントは、返戻請求書を当社に提出し、必要な証明書類(退職証明書等)を添付すること。
2. 当社は、返戻請求書を受領後 30日以内 に返金手続を行う。
3. 返金は、クライアントが指定する銀行口座へ振り込みにより行う。

第5条(その他)

1. 本規定は、クライアントとの個別契約により変更される場合がある。
2. その他の条件については、当社の有料職業紹介契約書の内容に準ずるものとする。

以上